

川崎市商店街等緊急支援事業補助金交付要綱

(令和2年6月10日市長決裁2川経商第64号)

(通則)

第1条 川崎市商店街等緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）（以下、「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の商店街等が実施する、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛等により売上げが減少した商業者を応援する取組や、感染症拡大を予防し安心と安全を図る取組などの事業（以下「補助事業」という。）について、かかる経費の一部を支援することで、地域経済の再起に資することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となることができる団体は、補助事業を実施し、市内に主たる事業所を有する次の各号のいずれかの商店街等で、かつ代表者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員）に該当しない団体（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 商店街の事業協同組合
- (2) 商店街振興組合
- (3) 任意の商店街団体で、規約等で代表者の定めがあるもの
- (4) 一般社団法人川崎市商店街連合会及びその支部組織である各地区商店街連合会
- (5) 市内に店舗又は事業所を有する中小企業商業者が原則3者以上集まり活動している任意団体で、3か月以上活動実績があり、規約等で代表者の定めがあるもの（以下「商業者グループ」という。）

2 前項第1号から第3号及び第5号の団体は、前項各号のいずれかに該当し補助の交付を申請する商店街等（以下「申請商店街」という。）と連携して事業に取り組む商店街（以下「連携先商店街」という。）となることができる。なお、連携先商店街として申請が行われた商店街については、その年度において新たに申請商店街として補助の対象となることはできないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象は、補助事業者が実施する補助事業にかかる経費であって、別表に

掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、予算の範囲内で交付する。ただし、国、神奈川県、そのほかの団体から同様の補助金等（以下「その他の補助金」という。）を受ける場合にあつては、補助対象経費からその他の補助金の補助金額を差し引いた額の4分の3以内とする。なお、その他の補助金を併用する場合、補助事業者の自己負担額は、補助対象経費の8分の1を下回らないこととする。

2 補助金の限度額は、1件の申請につき200,000円とする。なお、申請商店街が申請する事業について、連携先商店街がある場合は、限度額を1団体につき100,000円ずつ加算し、最大で400,000円を限度額とする。ただし、既に申請商店街となっている商店街又は既に別の申請商店街の連携先商店街として申請が行われている商店街が、新たに連携先商店街となる場合については、限度額を加算を行わない。

3 算定した補助金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとする場合は、申請書（様式第1）に次の各号に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第1別紙1及び別紙2）

（2）誓約書（様式第2）

（3）団体の役員名簿

（4）連携先商店街の承認書（様式第3）

（5）その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者が補助金の交付を受けることができるのは、同一年度において1回までとする。

3 市が実施する他の事業の補助金と同一の補助事業での重複申請は認めない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請書等の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 前項の申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、補助事業者はこれに協力しなければならない。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件

を付することができる。

(交付決定又は不交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について交付決定通知書(様式第4)により補助事業者に通知する。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その決定の内容等について不交付決定通知書(様式第5)により申請商店街に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取下げることができる。

(補助事業の変更又は中止)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書(様式第7)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出があった場合において、変更の決定をしたときは、補助金変更決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の中止申請書の提出があった場合において、中止の決定をしたときは、補助金中止決定通知書(様式第8)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日までに報告書(様式第9)に次の各号に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績書(様式第9別紙1)及び支出明細書(同別紙2)

(2) 支払いを証する書類の写し

(3) その他の補助金の金額等が分かる書類の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者

に確定通知書(様式第10)により通知する。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の確定通知書を受領した後、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第10条による承認をしたときは、第7条第1項による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項の規定に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表等)

第16条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図ることが第2条の目的に沿って適当であると認めるときは、第6条、第8条、第10条、第11条及び第12条に係る事項について公表をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業終了後、当該事業の成果を確認するために市長が実施するヒアリングやアンケートなどに出来る限り協力しなければならない。

3 前2項の場合において、補助事業者はあらかじめこれを承諾したものとみなす。

(財産処分の制限)

第17条 規則第17条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

(警察への照会)

第18条 市長は、必要に応じ、補助事業者が第3条に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第19条 その他、この要綱を定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(要綱の改正)

この改正要綱は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

(要綱の改正)

この改正要綱は、令和3年3月22日から施行する。

(経過措置)

令和2年度の補助事業については改正前要綱を適用する。

(要綱の廃止)

この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止するものとする。

別 表(第4条関係)

補助対象経費

経費区分	内 容
広 告 宣 伝 費	広報物の作成や広告掲載、販売促進等に要する経費
イ ベ ン ト 費	商店街等を活性化するために実施するイベントなどに要する経費
使用料・賃借料	補助事業の実施に必要な設備や機材、会場等の使用に要する経費
設 備 購 入 費	補助事業の実施に必要な設備等の購入にかかる経費
消 耗 品 費	補助事業の実施に必要な消耗品等に要する経費
講 師 謝 金	事業実施にあたり専門家等から必要な助言を受けるに要する経費

※区分に関わらず、消費税、地方消費税、印紙税等の税金は補助対象経費としない。